

「ガソリン等の流通における不当廉売，差別対価等への対応について」
の改定（案）に対する意見募集について

令和4年9月20日
公正取引委員会

公正取引委員会は、ガソリン等販売業における公正な競争を確保するため、「ガソリン等の流通における不当廉売，差別対価等への対応について」（以下「ガソリンガイドライン」といいます。）を策定・改定し、違反行為の未然防止を図るとともに、個別の事案に対して迅速・厳正に対処してきたところです。

今般、公正取引委員会は、ガソリン等販売業を取り巻く経営環境の変化等を踏まえ、公正取引委員会における法運用の透明性を一層確保し、事業者の予見可能性をより高めるため、ガソリンガイドラインの改定案を作成しました。

つきましては、別紙「ガソリン等の流通における不当廉売，差別対価等への対応について」の改定（案）について、後記のとおり関係各方面から広く意見を募集します。

記

1 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- (2) 公正取引委員会のホームページに掲載
- (3) 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課（東京都）、各地方事務所（札幌市、仙台市、名古屋市、大阪市及び福岡市）及び支所（広島市及び高松市）並びに内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室（那覇市）において供覧

2 意見提出方法

氏名（法人又は団体の場合は、法人・団体名、部署名及び担当者名）、住所及び連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法により日本語にて提出してください。電話による意見は受理いたしかねますので、その旨御了承願います。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課 電話 03-3581-3371（直通） ホームページ https://www.jftc.go.jp
--

<電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォームの場合>

「ガソリン等の流通における不当廉売，差別対価等への対応について」の改定（案）に対する意見募集について」の画面で、意見募集要項等を確認後、「意見入力へ」のボタンをクリックし、意見入力画面から提出を行ってください。

<電子メールの場合>

電子メールのファイル形式はテキスト形式としてください。

添付ファイルやURLへのリンクによる意見は受理いたしかねますので、その旨御了承願います。

電子メールアドレス：gasolinegl2022-O-jftc.go.jp

（迷惑メール防止のため、アドレス中の「@」を「-O-」としております。

電子メール送信の際には「@」に置き換えて利用してください。）

（注）電子メールの件名を「ガソリンガイドラインに対する意見」と明記してください。

<郵送の場合>

〒100-8987

東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課

パブリックコメント担当 宛て

（注）郵送に当たっては、郵送用様式を御使用ください。

3 意見提出期限

令和4年10月21日（金）18：00必着

（郵送の場合は、同日必着）

4 意見提出上の注意

寄せられた意見につきましては、住所、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公表することがあります。また、意見に対して個別に回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

なお、御記入いただいた住所、氏名、電話番号及び電子メールアドレスは、御提出いただいた意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用するものであり、この連絡以外の目的では利用いたしません。

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課 パブリックコメント担当 宛て

「ガソリン等の流通における不当廉売,
差別対価等への対応について」
の改定（案）に対する意見

[氏 名]	
[住 所]	
[電話番号]	
[電子メールアドレス]	
<p>[御意見]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記してください。） ・ 意見内容 ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。） 	